

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成25年4月13日から適用する。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の見出しを「(施行期日等)」に改め、同項ただし書中「の施行期日は、市長が定める」を「及び次項の規定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号）の施行の日から施行する」に改める。

附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項中「この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）」を「改正後の条例」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の3の規定は、平成25年4月13日から適用する。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するため、条例の一部を改正する必要があるの
で、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給与に関する条例 (抄)

(給与の種類)

第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第59号）(抄)

附 則

(施行期日)

施行期日等

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定の施行期日は、及び次項の規

市長が定める。

定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号）の施行の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の3の規定は、平成25年4月13日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条
3

第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第10条に規定する病気休暇について適用し、施行日前に開始した同条に規定する病気休暇については、なお従前の例による。

3 省 略
4